

聖籠町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第2号

聖籠町印鑑条例の一部を改正する条例

聖籠町印鑑条例（昭和51年聖籠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町の」を「本町が備える」に改める。

第4条第1項中「第3条」を「前条」に改める。

第5条第2項第1号中「氏名、氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表わしていないもの」を「氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表わしていないもの」に改め、同項第2号中「氏名又は通称以外の事項を表わしているもの」を「氏名、旧氏又は通称以外の事項を表わしているもの」に改め、同条第3項中「記録」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）が」に改める。

第6条第1項中「より、」を「より」に改め、同項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「場合にあっては、氏名及び通称」を「場合にあっては氏名及び当該通称」に改め、同項第7号中「記録」を「記載が」に改める。

第7条第1項中「前条の規定により」及び「又はその代理人」を削り、同項後段を削り、同条第3項中「には、」を「は、」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第3条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

第8条第1項中「又はその代理人」を削り、「き損」を「毀損」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第3条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

第10条第1項第1号中「であることを町長が証明することとし」を「について町長が証明するものとし」に改め、同項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「記録」を「記載」に改め、「氏名及び」の次に「当該」を加え、同項第5号中「記録」を「記載が」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項中「まっ消」を「抹消」に改め、同項第3号中「氏名、氏」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」に改め、同条第3項及び第4項中「まっ消」を「抹消」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。